東京生存権裁判で不当判決
7月1日 大田報告集会に114人が参加

東京生存権裁判については、城南の保健を通じこの間2度ほど載せさせていただきましたが、6月26日の東京地裁の判決は、「老齢加算の廃止には合理的な根拠がある」などとして、原告の訴えを棄却しました。

この裁判は、70歳以上の生活保護受給者に上乗せ支給する「老齢加算」の廃止で、憲法25条が保障する「最低限度の生活」ができなくなったと、13人の原告（大田区1人、品川区1人）72歳～82歳が、居住する区や市の福祉事務所を相手取り、廃止処分の取り消しを求めて提訴していたものです。また、老齢加算、母子加算の廃止をめぐっては、全国10地裁において115人の原告により裁判がたたかわれていますが、本判決は全国で最初に言い渡された判決です。

報告集会では、今までの社会保障裁判では、裁判所が行政の判断を尊重し負けてきたケースが多いのですが、今回の判決は、裁判所が行政の判断を根拠にしたのではなく、裁判所そのものが「老齢加算を今まで出してきた行政に間違いがある」と決めつけた社会保障裁判の中でも最悪の判決であること。裁判所の生活保護そのものへの無理解、生活保護受給者への無理解などが報告されました。

城南保健生協の組合員のみなさん、さまざまな事情で生活保護を受けている方を理解してください。困っている方がいることをわかっていただくとともに、この裁判へのご支援をお願いいたします。「誰もが安心して住みつづけられるまちづくり」をテーマに運動を行っている城南保健生協は、この裁判を支援する「東京生存権裁判を支える大田連絡会」に団体加盟するとともに代表幹事を送り出しています。組合員のみなさまへは、この裁判を支えるために「東京生存権裁判を支える大田連絡会」への個人会員の入会をお願いするものです。

＊年会費　1口　100円
＊連絡をいただければ、申込書をお届けします
＊03－3762－0266
本部　横山まで

裁判の経過報告をする原告の榊原さん

最悪の判決に憤った報告集会

わくわくヘルスチャレンジに挑戦！

わくわくヘルスチャレンジに挑戦した大森西健康班会こらぼサークルの5人は、7月7日、チャレンジしたコースの到達一覧表を持って集まりました。

「どこまで行った？」「東海道五十三次藤枝駅（53万歩）まで行ったよ～」「いや～すごい、私はまだ三嶋大社（22万歩）」「私は戸塚駅手前（5万9千歩）」と到達はさまざま。

Tさんは「歩くって本当に健康にいいんだよね～、肩こりがなくなって、薬も減らしたのよ（34万歩の到達）」。Oさんは「早朝ラジオ体操に行く往復で4千歩、買い物に行く時もなるべく歩くようになって29万5千歩（静岡駅手前）」とわいわいがやがや。

その他、早朝血圧測定、10分間歯みがきなど挑戦しているコースのことも出し合い、継続が大事ねと話し合いました。

（大森西・西野みよ子）

新理事紹介

5月24日第33回通常総代会において、新しく4人の理事が選出されました。毎回の機関紙で一人ずつ紹介していきます

中里　由美子さん

・出身地　東京都大田区
・今までやってきた仕事
大田病院で看護師→けいひん訪問看護ステーション→現在、羽田訪問看護ステーション所長
・生協を知ったきっかけ
入職してすぐ
・想い、決意など
地域や組合員さんの現状を知り、そのうえで、さまざまな運動を一緒にとりくんでいきたいと思います。組合員のみなさんどうぞよろしくお願いします。

蟹工船

今、小林多喜二の書いた「蟹工船」が多くの方々（特に若者）に読まれています。売り上げランキングでも、毎月上位に位置しています。これだけ話題になっているのは…？

私（編集委員）も学生のころ読んで、心に残った言葉にマーカーを引いた覚えがあります。身近な若者に聞いてみると、城南保健生協のヘルパーステーションすずらんの若手ヘルパーの中にも最近読んだ人がいました。

ちょっと感想を書いてもらいましたので、まだ読んでいない方はご参考に。

――＊――＊――＊――

噂に聞いていた「蟹工船」を読んでみて、いろいろなことを考えました。全部書くと、書ききれないので一つに絞ります。

蟹工船にはいろいろな立場の人間が乗っています。「火夫」「水夫」「漁夫」「雑夫」「船員」。

本のはじめに「船員」と「漁夫・雑夫」との間で仕事の上で競争させられるシーンがありました。でも、本来同じ苦しみを味わっている人間が分断され、力をあわせることもできない状況をつくりだされていました。まさに今の日本社会（資本主義）をあらわしていると思いました。

そのなかで、中心になる人間はいましたが、一人ひとりの人間が蟹工船での労働状況や上司からのひどい仕打ちが「しょうがない」「耐えるしかない」という気持ちから、「今の自分たちの状況はおかしい」という気持ちが社会の状況と上司も自分も同じ人間なんだと感じたときに、自分たちの労働条件（社会を変える）を変えるたたかいをスタートしたと思いました。

この本を読むことで、スケール大きく言えば「この日本社会で苦しんでいるのは自分一人じゃない」「苦しんでいる仲間と社会を変えられるじゃないか」と感じました。

（すずらん
ヘルパー
倉茂　信吾）

大森中診療所からのお知らせ

《禁煙外来のお知らせ》

喫煙は科学的根拠がはっきりしている、ガンの危険因子です。喫煙習慣の本質はニコチン依存症であり、本人の意思だけで禁煙のできる喫煙者はごくわずかです。

禁煙を促進するため、2006年6月より禁煙治療が保険適用されました。当院では、禁煙外来を開設しています。保険適用は、下記の条件をすべて満たす方に対して行われます。詳しくは、担当医や内科外来まで、お問い合わせください

＊条件
① 直ちに禁煙をしようと考えていること。
② 「禁煙治療に関する問診票」での回答の点数が5点以上であること。
③ 「ブリンクマン指数」（1日のタバコの本数×吸っている年数）が200以上であること。
④ 禁煙治療を受けることを文書で同意すること。

《気管支ぜん息の医療費が、無料になります》

＊助成が受けられる方
・気管支ぜん息の患者さんなら誰でも
・東京都内に1年以上居住する気管支ぜん息の方
・但し喫煙者は、禁煙が条件（誓約書提出）

＊手続き
・「認定申請書」「診療報告書」診療所窓口に用意しています。
・「診療報告書」を持参し検査、医師記入
・住民票、健康保険証を持参し、区役所公害保健係に提出（住民票は、大田区では大気汚染申請用は無料です）
☆事前申請は、5月1日から7月31日まで
☆助成制度開始は、8月1日からです
★8月以降も、申請はできます